

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	神奈川県	担当部署	環境農政局農水産部農地課
-------	------	------	--------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	8	協定	43	ha	277	万円
a 基礎単価の対象	5	協定	32	ha	197	万円
b 体制整備単価の対象	3	協定	11	ha	71	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算		協定		ha		万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	1	協定		ha	2	万円
(c) 集落協定広域化加算		協定		ha		万円
(d) 集落機能強化加算	1	協定	1	ha	4	万円
(e) 生産性向上加算	1	協定	1	ha	3	万円
イ 個別協定		協定		ha		万円
a 基礎単価の対象		協定		ha		万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象		協定		ha		万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定		ha		万円
合計	8	協定	43	ha	277	万円

【参考】

R3年耕地面積※	18200		ha			
----------	-------	--	----	--	--	--

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	20	人	5	ha	35	万円

【参考】

ア 協定参加者数	158		人			
イ 交付金配分額	277		万円			
a うち個人への配分	33		万円			
b うち共同取組活動	244		万円			

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	1	6	1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	7		
b 水路・農道等の管理	1	7		
c 多面的機能を増進する活動	1	7		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み		2	1	
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況		3		
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算				
c 急傾斜農地保全管理加算			1	
d 集落協定広域化加算				
e 集落機能強化加算		1		
f 生産性向上加算		1		
オ 全体評価	優 7 (88%)	良 0 (0%)	可 1 (13%)	不可 0 (0%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

全8協定のうち7協定において第5期対策の最終年まで取組が継続する見込がある。全8協定のうち1協定では超急傾斜農地保全管理加算の目標達成が困難となっているが、3協定では集落戦略の作成が見込まれ、その他の協定でも第5期対策の最終年まで継続する見込がある。本制度に取り組んだことにより、多くの市町で荒廃農地の発生防止効果があったと考えられる。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果 (協定数)			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託				
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動				
b 水路・農道等の管理				
c 多面的機能を増進する活動				
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項				
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)				
オ 全体評価	優	良	可	不可

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

--

1について第三者機関の意見【必須】

「可」と評価された1協定は協定の認定時と比較すると人手不足や高齢化が起きていると考えられるが、「優」と評価された7協定も含め、最終年まで活動継続が期待される。また、本制度に取り組んだことによる荒廃農地の発生防止等の事業効果があったと認められる。

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話し合いの状況	R 2年度	7	0 (0%)	1 (14%)	1 (14%)	5 (71%)
	うち集落戦略	2	1 (50%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
	R 3年度	8	0 (0%)	1 (13%)	1 (13%)	6 (75%)
	うち集落戦略	3	1 (33%)	2 (67%)	0 (0%)	1 (33%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

R 2においては全7集落、R 3においては全8集落で十分な回数の話し合いが実施されたと考える。回数が1回という協定も見られるが、日ごろからの意見交換が出来ているところもあり、十分実施が出来ていると考える。

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	3 協定	100 %
② 協定参加者以外の集落の住民	1 協定	33.3 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	協定	0 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	協定	0 %
⑤ 協定役員のみ	協定	0 %
⑥ 話し合いをしていない	協定	0 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

上記②と回答した協定では、人・農地プランの策定に係る話し合いに参加することにより、協定参加者以外の住民の参加を得ており、今後はそれに農業委員も加わる予定である。活動を継続するには協定以外の方の参加も必要と思われることから、このような事例を収集し、市町に紹介するなどの支援をしたいと考える。

3について第三者機関の意見【必須】

協定参加者以外の集落の住民が参加する事例は、今後活動継続するうえで効果があると考えられるため、情報の共有を図ることが望まれる。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	6 協定	75 %	① 協定書作成に係る支援	協定	%
② 集落戦略作成に係る支援	2 協定	25 %	② 目標達成に向けた支援	協定	%
③ 目標達成に向けた支援	4 協定	50 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	協定	%
④ 協定の統合・広域化への支援	協定	0 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	協定	%
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	5 協定	62.5 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	協定	%
⑥ ①～⑤以外の支援	協定	0 %	⑥ ①～⑤以外の支援	協定	%
⑦ 特に支援を要望しない	1 協定	12.5 %	⑦ 特に支援を要望しない	協定	%

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

全協定の75%が協定書作成に係る支援を、62.5%の協定で事務負担軽減に向けた支援を要望されていることから、協定書作成及び事務全般に関して負担が重いと思われる。また、集落戦略作成や目標達成への支援への要望もあり、本事業の継続には市町村による支援が重要だと考える。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

広域化は本制度において、重要な要素の一つであるが、消極的な姿勢を感じる。集落が統合・広域化を積極的に検討することが制度を継続するうえで重要だと考える。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合	
継続意向の協定数		6	協定	75 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある		協定	0 %
	広域化の意向はない	6	協定	100 %
廃止意向の協定数		1	協定	12.5 %
協定 廃止 の 理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1	協定	100 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	1	協定	100 %
	③ 地域農業の担い手がないため		協定	0 %
	④ 農業収入が見込めないため	1	協定	100 %
	⑤ 鳥獣被害の増加		協定	0 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため		協定	0 %
	⑦ 圃場条件が悪いため		協定	0 %
	⑧ 事務手続きが負担なため		協定	0 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため		協定	0 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため		協定	0 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため		協定	0 %
	⑬ その他		協定	0 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		協定	%
廃止意向の協定数		協定	%
協定 廃止 の 理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

7集落協定において、現在、広域化の意向はないが、県内の中山間地域を保全するためには集落協定の広域化は有効な方法の1つであると考え、今後集落等から広域化に関する相談があった場合には支援を行っていく。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止意向を示している集落協定や、市町の対応方針を確認したうえで、廃止意向を示すに至った原因や経緯を確認するとともに、次期対策に向けた必要な支援を検討したい。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

今後、広域化の意向があった場合には県や市町による積極的な支援をしていただきたい。また、廃止意向を示している集落に対して、事業の継続を働きかけるとともに、廃止という判断に至った原因や経緯の確認を行い、他集落で同様に廃止とならないよう役立ててほしい。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	1人 (13%)	60～69歳	4人 (50%)	70～79歳	3人 (38%)	80歳～	0人 (0%)
代表者になってからの年数	～2年	3人 (38%)	3年～7年	4人 (50%)	8年～	1人 (13%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	3人 (50%)	協定	ない	3人 (50%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	1人 (13%)	60～69歳	4人 (50%)	70～79歳	3人 (38%)	80歳～	0人 (0%)
担当者になってからの年数	～2年	5人 (63%)	3年～7年	2人 (25%)	8年～	1人 (13%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	5人 (83%)	協定	ない	1人 (17%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		8	協定	100	%	8	協定	100	%
あり			協定	0	%		協定	0	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定		%		協定		%
	事務組合		協定		%		協定		%
	NPO		協定		%		協定		%
	集落法人		協定		%		協定		%
	J A		協定		%		協定		%
	土地改良区		協定		%		協定		%
	個人		協定		%		協定		%
	その他		協定		%		協定		%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	協定	法人	協定	任意組織	協定	その他	協定
年齢	～59歳	人	60～69歳	人	70～79歳	人	80歳～	人
後継者の有無	いる	協定	いない	協定				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

全8協定中3協定では代表者及び事務担当者(会計)ともに70歳代となっており、高齢の役員が散見される。また、次期対策における代表者や事務担当者(会計)の継続目途が立っていない協定が複数みられ、役員のみ手が不足していると考えられる。事務負担軽減のための方策として事務委託を行うことが1つの解決策となり得るが、市町の対応を支援していく考えである。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

役員については70歳代の方の後継者の有無が課題と考える。また、事務委託は費用がかかるだけでなく委託先が少ないことも課題となっている。そのため男性が主に活躍する現場において、女性にどのように参加してもらうかが課題なので事務経験のある女性等に役割を担ってもらう方法も有効だと考える。